大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更 した旨届出があった。

令和6年11月22日

県南広域振興局長 小 島 純

1(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の氏名又は名称 株式会社クロサワランデック
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 XYZ水沢日高 奥州市水沢字田小路58番ほか
- ウ 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
- エ 変更の年月日 令和6年5月17日
- オ 変更の理由 小売業者の代表者の変更のため
- (2) 届出年月日 令和6年11月1日
- (3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び奥州市役所
- 2(1) 届出事項の概要
 - ア 届出者の氏名又は名称 株式会社トキワ
 - イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 カルチャーパークあてるい・A 奥州市水沢佐倉河字東沖ノ目108番地1ほか
 - ウ 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 - エ 変更の年月日 令和6年5月17日
 - オ 変更の理由 小売業者の代表者の変更のため
 - (2) 届出年月日 令和6年11月1日
 - (3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び奥州市役所
- 3(1) 届出事項の概要
 - ア 届出者の氏名又は名称 鈴木 雅喜
 - イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイソー水沢日高店 奥州市水沢字斉の神113番地
 - ウ 変更した事項
 - (ア) 大規模小売店舗の名称
 - (イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 - エ 変更の年月日
 - (ア) 令和3年10月30日
 - (イ) 令和6年5月17日
 - オ 変更の理由
 - (ア) 業態変更のため
 - (イ) 小売業者の代表者の変更のため
 - (2) 届出年月日 令和6年11月1日
 - (3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び奥州市役所
- 4(1) 届出事項の概要
 - ア 届出者の氏名又は名称 株式会社サンデー
 - イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンデー北上江釣子店 北上市上江釣子第7地割30番地1
 - ウ 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 - エ 変更の年月日 令和6年5月17日
 - オ 変更の理由 建物設置者及び小売業者の代表者の変更のため
 - (2) 届出年月日 令和6年11月1日

- (3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所
- 5(1) 届出事項の概要
 - ア 届出者の氏名又は名称
 - (ア) 株式会社千厩商業開発
 - (イ) 株式会社サンデー
 - イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (ア) 千厩ショッピングモールエスピア 一関市千厩町千厩字東小田90番地
 - (イ) サンデー千厩店 一関市千厩町千厩字東小田62番地
 - ウ 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 - エ 変更の年月日 令和6年5月17日
 - オ 変更の理由 建物設置者及び小売業者の代表者の変更のため
 - (2) 届出年月日 令和6年11月1日
 - (3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所